

令和4年 10月 21 日
社会福祉法人夢の会
理事長 重枝 良明

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算

の支給についてのお知らせ

令和3年度の介護職員処遇改善加算の支給についてお知らせ致します。

今年度も、介護職員の皆様に処遇改善の手当を賞与として支給いたしました。支給額につきましては、介護保険法にのっとり利用者様より頂いた処遇改善加算額を超えて支給を行っています。当法人では、毎月の給与に基本給のベースアップ、各種手当による支給と賞与として、令和3年12月、令和4年6月に支給いたしました。

令和4年度も、引き続き介護職員処遇改善加算（I）を算定します。処遇改善加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の介護職員の賃金の総額（処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額を除く）を基準として、毎月の給与に基本給のベースアップ、各種手当による支給と令和4年12月、令和5年6月に賞与として支給する予定です。

また、介護職員等特定処遇改善加算につきましても、特定加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の賃金の総額（処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額を除く。）の給与を基準とし10年以上の介護福祉士、その他の介護職員、その他の職員に基本給のベースアップと手当により毎月の給与で適切に支給を行いました。令和4年度の介護職員等特定処遇改善加算についても、基本給のベースアップ、各種手当により毎月の給与で支給する予定です。

令和4年10月より介護職員等ベースアップ等支援加算につても、補助金時と同様に、介護職員を対象とし、常勤1人当たり1万円の基本給引き上げとします。

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算も同様に適切に支給を行い、令和4年度も基本給のベースアップ、各種手当により毎月の給与で支給する予定です。

なお、支給対象者は、支給月までに在籍していた介護職員が対象となりますので、ご留意下さい。